



文化庁長官
吉田 茂

文化財保護法の改正と 今後文化財保護の展開

文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な国民的財産であり、我が国の歴史、文化などの理解のために欠くことのできないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎を成すものである。未来における我が国の豊かな発展のためにも、このような文化財を後世に守り伝えていくことは我々に課された使命である。国民の貴重な文化財を保存し、かつ、その活用を図ることにより国民の文化的向上に資することを目的とする文化財保護法が昭和二五年に制定されてから半世紀近くになる。その後、昭和二九年及び昭和五〇年に大きな制度改正があった。

この間、我が国は戦後の高度経済成長期を経て、経済的な発展による生活水準の向上と余暇時間の拡大等の要因もあって、国民の間では文化に対する志向がかつてないほど強まっている。そのような中で、伝統文化に対してこれまで以上に目が向けられている。また、国際交流の機会がますます増えていく中、我が国の「顔」としての伝統文化を振興し、発展させていくこと

な保護を期するものである。具体的には、その文化財について一定の現状変更を行おうとする際には、事前に届出を求め、これに対し、文化財の価値をできる限り維持する観点から必要に応じて指導・助言・勧告を行うことを基本とする緩やかな保護措置を講じる制度である。この制度により、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用の措置が特に必要とされるものを幅広く登録しようとするものである。今回は、近年の開発等による取壊しの危機にさらされることが多く、緊急に保護すべき必要性が高い建造物の分野について登録制度を導入した。

また、今回の改正においては、地方公共団体における文化財保護に係る体制が充実してきた近年の状況を踏まえ、従来は、都道府県教育委員会にのみ委任することとしていた事務を指定都市及び中核市の教育委員会にも委任できることとした。さらに、現在、かなりの市町村において文化財保護審議会を設置している状況を踏まえ、都道府県の文化財保護審議会についての設置根拠規定を市町村の文化財保護審議会についても設けるなど、文化財保護行政における市町村の役割の明確化を図った。

それぞれの市町村では、古い町並みや歴史的な建物、祭りなどの文化財は、まちのシンボルとして住民のものとなっており、これからの時代はそれぞれの地域で、こうした文化財を核として人間的な潤いあふれるまちづくりを推進することが一層盛んになると予想される。それを支えるためにも今後、地域の実情に即し、より

への国内外からの要請も高まっている。その一方で、大規模な国土開発、都市開発の進展や生活様式の変化などにより、多くの文化財が失われている。特に近代の文化財については、社会的評価を受ける間もなく消滅の危機にさらされることが多くなっている。

本年六月二日に公布された文化財保護法の一部を改正する法律は、このような文化財を取り巻く社会状況の変化を背景として立案、制定されたものである。今回の改正の中で、最も大きな柱となっているのが、文化財登録制度の導入である。従来、我が国では、文化財のうち重要なものを指定し、その指定された文化財について、公共的性格から所有者に一定の制約を課しつつ、貴重な国民的財産を守るという文化財指定制度に基づき文化財の保護を図ってきた。しかし、この制度は、ややもすれば重要なものだけを厳選することとなり、大量に存在し、また、所有者が実際に利用していることの多い近代の文化財等を幅広く保護するには必ずしも十分とは言えなかった。

そこで、現行の指定制度をさらに充実させていく一方で、文化財登録制度を導入することにより文化財保護手法の多様化を図ることとしたのである。

文化財登録制度は、国及び地方公共団体の指定制度を補完する制度であり、国宝、重要文化財としての指定や地方公共団体の条例による指定がされていない文化財を登録することによって保護の糸口を確保し、当該文化財の所有者の意思を尊重しながら、その自発的・主体的な文化財保護行政が行われるよう地方公共団体の文化財保護体制がさらに充実・強化されることを期待したい。

さらに、文化財の保存の観点に加え、活用の促進を図るため、今回の改正では、重要文化財等を公開や海外展等のため輸出する際の手続の簡素化を図ることとした。今までは、どちらかといえば文化財の「保存」の方に力を入れることが多かった文化財保護行政において、公開することにより文化財の活用を促進することの意義は大きい。自らの生きがいや、より豊かで潤いのある生活を求める国民の意識も強くなっており、学校五日制の導入をはじめとする諸要因から生涯学習への人々の意欲が高まりつつある今、文化財の活用に対する要請は高い。また、国際社会の中で、日本が文化財を通じた国際交流を行うことも強く望まれている。今回の改正をきっかけに、国民が貴重な文化財に触れる機会や文化財を活用した国際交流の機会が増えることが望まれる。

今回の文化財保護法の一部を改正する法律の概要は以上であるが、開発との調整、伝統的な文化を担う後継者の養成や、進展する国際化や情報化への対応など文化財保護行政における課題は依然として多い。これらの諸課題に対し、文化庁では、地方公共団体と役割を分担しつつ、両者が連携して文化財をさらに生かす文化財保護行政の推進に努めていく所存である。文化財は国民共通の財産であるという観点から、国民お一人お一人の御理解と御協力を是非賜りたい。